

考えよう！ やって良いこと 悪いこと

～じれって、犯罪？～ 【小学生（高学年）・中学生用】

作：神奈川県警察本部少年育成課 小島久美子

絵：神奈川県警察本部少年育成課 平野洋子

【おこめ】

今回、「考えよう！ やって良いこと 悪いこと じれって犯罪？」と題し、皆さん「**や**って良いことか、悪いことか、判断する力を身につけてみたい」と思っています。

これから、十の行動例を紹介します。

皆さんは、それぞれの行動例について

悪いことか、

悪いことか、

悪いことか、

悪いことか、

悪いことか、

問題について、その行動が、よいかどうかを説明します。

「犯罪にはないよ」について、法律を学ぶ機会や授業で解説してもらった、皆さんは、この授業の後、「や」って良いことか、悪いことか、判断する力が身についた、良かった、と思う行動が、ありますか？

このおこめ、日々の行動の中で身につけてください。

皆さん、「考えよう！ やって良いこと 悪いこと じれって、犯罪？」の授業を始めたよ。



※授業が始まる前に

「やって良いことか、悪いことか、判断する力を持つ」
「他人の気持ちを考えて行動する」

「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思を持つ」
の三枚を黒板に貼る。

【指す】

「やって良いことか、悪いことか、判断する力を持つ」

注目

※問題を読み聞かされたら、数名に聞く。

・全員に、手をあげる。
等の方法で、参加型の授業を行う効果的だよ。

【場面 ①】

第一問です。

問題 落ちていた五百円のお菓子を買った。

「じゃあ、「悪いなさい」「悪いさい」の言ひなさいか。」

回答 答えは、「悪いさい」です。

解説 落ちていたお金は、自分の物ではありません。他人の物を自分の物にする行為は、いけないことです。

問題 では、落ちていた物を自分の物にする行為は、悪いことの中でも「犯罪になること」といえるか。「犯罪にはならない」といえるか。

回答 答えは、「犯罪になること」です。

解説 刑法の遺失物横領罪という犯罪になります。

落とした人は、探しているかもしれませんが。

落とし物を拾ったときは、交番が警察署に届けなくては。

「やっつて良いことや、悪いことを判断」し、正しい行動をとらねば。



○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

【示す】
「遺失物横領罪」

【指す】
「やっつて良いことや、悪いことか、判断する力を持つ」

【参考】

- ・ 遺失物等横領（占有離脱物横領）罪 刑法等二五四条
遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に若しくは科料に処する。

【場面②】

第二問です。

問題 自転車が道路に何日も置いてあったので、自分の物として大切に使った。これは、「悪いなさい」「悪いなさい」のふたつでしよう。

回答 答えは、「悪いなさい」です。

解説 道路においてある自転車は、自分の物ではありません。他人の物を自分の物にするのは、ちがなさいです。

問題 では、道路に何日も置いてある自転車を自分の物にするのは、悪いものの中でも「犯罪になるなさい」といふことが。「犯罪にはならない」といふことが。

回答 答えは、「犯罪になるなさい」です。

解説 刑法の窃盗罪、又は、占有離脱物横領罪という犯罪になります。

持ち主が置いた自転車を勝手に乗ったら、窃盗罪という犯罪になります。

また、捨ててあるように見える自転車でも、

「盗んだ人が乗り捨てた自転車」である場合が、ほとんどです。

窃盗犯人が乗り捨てた自転車を、他の人が、勝手に乗ったら、占有離脱物横領罪という犯罪になります。

問題 では、この場面でも、もう一問、質問します。

自転車を盗まれた持ち主は、どのような思いでいるでしょうか。

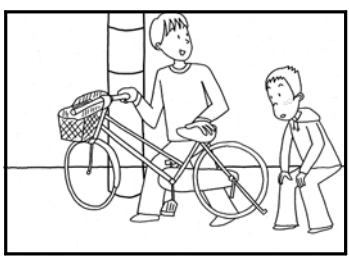
解説 盗まれた人は、自分の自転車を探しています。早く、自分のところに戻ってきて欲しいと願っています。

「被害に遭った人の気持」「つまり「他人の気持ちを考え」て、「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思」を持ちましよう。

何日も置いてある自転車があるときは、警察に連絡して下さい。警察から持ち主に連絡します。

【参考】

- 窃盗罪 刑法第二三五条
他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 遺失物等横領（占有離脱物横領）罪 刑法等二五四条
遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に若しくは科料に処する。



○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

【示す】

「窃盗罪」
「占有離脱物横領罪」

○ 数名に聞く。

【指す】

「他人の気持ちを考えて行動する」
「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思を持つ」

【場面③】

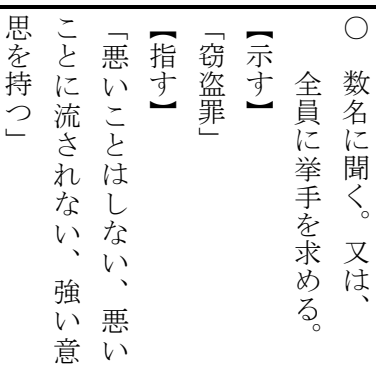
第三問です。

問題 お金が無かったので、黙って親の財布から千円をもらった。
これは、「悪いなういじう」「悪いじう」のどちらが正しいでしょう。

回答 答えは、「悪いじう」です。

解説 他人の物を盗むことは、ドロボウで「窃盗罪」という「犯罪になるじう」です。
たとえ、家族でも、自分の物と他人の物を区別しましょう。

そして、「悪いじうはじない、悪いじうに流されない、強い意思」を持ちまじゅう。



【参考】

※ 刑法では、「同居の親族の窃盗は、刑を免除する。」とあるので、事件とはせず、警察官が厳しく注意します。

- ・ 親族間の犯罪に関する特例 刑法第二百四十四条第一項
配偶者、直径血族又は同居の親族との間で第二三五条(窃盗)の罪、第二三五条の二(不動産侵奪)の罪又は未遂を犯した者は、その刑を免除する。

【場面④】

第四問です。

問題 お金を払わず、お店で売っているお菓子を持ち帰った。
じわは、「悪いなさい」「悪い」「悪い」の声を聞いてじわじわ。

回答 答えは、「悪い」「わる」。

問題 では、お店で売っているお菓子をお金を払わず持ち帰るじわは、悪いじわの中でも「犯罪になるじわ」でしょうか。「犯罪にはならない」といっしょうか。

回答 答えは、「犯罪になるじわ」です。

解説 窃盗罪という犯罪になります。

お店の商品をお金を払わず持ち帰るじわは、「万引き」と呼んでいますが、これは、窃盗罪のじわです。

「遊び半分でもりました。」などの言い訳は、通用しません。

一度、犯罪を犯せば、たとえ、後からお金を払っても、それを無かったことにするじわは、できません。

他の人の物を無断で自分の物にするじわは、犯罪になります。学校の物や友達の物なども同じです。

自分の物と他人の物をしっかり区別しましょう。

問題 では、この場面でもう一つ、質問します。

万引き犯人を捕まえた店長さんは、どのような気持ちでしょうか。

解説 「何故、こんなじわをするのだ。」「とか」「万引きじわすらい店と思われているのだらうか。」「など、怒りや不安な気持ちがでるかもしれません。

お店には、沢山の商品が並んでいます。それらは、全て、お店がお金を支払い仕入れてきたものです。万引きをされ、お店にお金が入らず、潰れてしまうお店も、実際にあります。

そのへらへら、万引きは、お店の人の仕事や生活を奪ってしまう、悪い行為なのです。

一生懸命、働き、お店を守り、家族を支えているお店の人の気持ちを考えてみましょう。

「お店の人の気持ち」「つまり」「他人の気持ちを考えて行動」しましょう。そして、「悪いじわはならない、悪いじわは流れない、強い意思」を持ちましょう。



○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

【示す】

「窃盗罪」「万引き」

○ 数名に聞く。

【指す】

「他人の気持ちを考えて行動する」

「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思を持つ」

【場面⑤】

解説 窃盗罪の中には、いろいろな手口があります。

- ・ 知らない人の家に入ってお金などを盗む「空き巣」
- ・ 歩いている人のバックや自転車のカゴに入っているバックなどを盗む「ひったくり」

「車の中から金品を盗む」「車上ねらい」

・ お店の商品をお金を払わず持ち帰る「万引き」

これらは、どれも、窃盗罪という、とても重い犯罪なのです。

【参考】

- ・ 窃盗罪 刑法第二三五条

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



【示す】

「窃盗罪」

「空き巣」

「ひったくり」

「車上ねらい」

「万引き」

【場面 ⑥】

第五問です。

問題 友達が万引きしてきたゲームソフトをもらった。

これは、「悪いなさい」「悪い」「どうかなあ」といふ。

回答 答えは、「悪い」「ちね」。

解説 万引きされたお店の人は、「商品を返して欲しい。」「買って欲しい。」「欲しい」と思っています。

問題 では、友達が万引きしてきたゲームソフトをもらったという人は、悪いというのでも「犯罪になる」といふことか。「犯罪にはならない」といふことか。

回答 答えは、「犯罪になる」といふ。

解説 刑法の盗品無償譲受け罪という犯罪になります。

同じように、友達が盗んできた物を買ったことも、刑法の盗品有償譲受け罪という犯罪になります。

問題 では、自分が盗んだ訳ではないのに、何故、犯罪になるのでしょいか。

回答 理由は、「持ち主の財産が守られていない。」「からです」。

解説 持ち主の気持ちになって、考えてみましょう。

もし、皆さんが大切にしているゲーム機やポータブルプレイヤーなどが、盗まれたらどうしますか。

盗んだ人が、「これ、どうせ盗んだ物だから、あげるよ。」と他の人にあげました。その時、皆さんの大切な物は、人から人へと渡り、自分のところには、返ってきません。

皆さん、そんなことになって良いですか。

持ち主の財産を守るため、盗むことも、盗んだ物をもらったことも、それを買ったことも、それを預かることも、犯罪になるのです。

「やっぴり良いことか、悪いことかを判断」「正しい行動をとりましょう」。

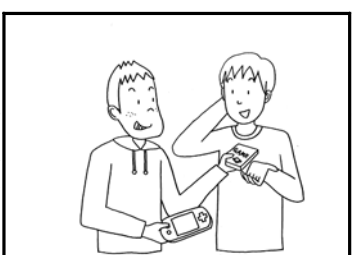
【参考】

・ 盗品譲受け等 刑法第二五六条

第一項 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

第二項 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 犯罪が成立するためには、盗品等との認識（未必的で可）が必要である。



○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

【示す】

「盗品無償譲受け罪」
「盗品有償譲受け罪」

○ 数名に聞く。

【指す】

「やっぴり良いことか、悪いことか、判断する力を持つ」

【場面 ⑧】

第七問です。

問題 遠足で行った神社の柱に、記念に残るよう、自分の名前を彫った。
「では、「悪くなく」「悪くなく」のふたつをしよう。

回答 答えは、神社の大切な財産である柱に傷をひけるので「悪くなく」です。

問題 では、柱に傷をひけたけど、悪くなくの中にも「犯罪になる」「よこちゃんか」
「犯罪にはならなく」をしよう。

回答 答えは、「犯罪になる」「よこちゃんか」です。

解説 刑法の器物損壊罪という犯罪になります。

公園のトイレや道路のガードレールなど、落書きをする人も同じです。

問題 では、この場面でも、もう一問、質問します。

この神社を守っている神主さんは、柱の傷を見つけたとき、どのような気持ちになったでしょう。

解説 神主さんは、参拝や観光で来る多くの人に、気持ち良く過ごしてもらおうと、神社を守っていると思います。

それなのに、大切な財産にいたずらをされ、元に戻せない状態にされたら、怒りや悲しみのいりまじった思いになるかもしれませんね。

人を不愉快にしたり、悲しい、辛い、悔しいなどの思いにさせないよう、「他人の気持ちを考えて行動する」ことができる、思いやりの心を持ちましよう。

【参考】

・ 器物損壊等 刑法第二六一条

前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。



○ 数名に聞く。又は、
全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、
全員に挙手を求める。

【示す】
「器物損壊罪」

○ 数名に聞く。

【指す】
「他人の気持ちを考えて行動する」

【場面 ㊦】

第八問です。

問題 公園で遊んでいる友達「A」が投げたロケット花火を発射した。
「B」は、「悪むなさい」「悪さい」「やむなさい」と叫ぶ。

回答 答えは、「いつも危なげな行為だ」と「悪さい」です。

問題 では、友達に向けて、ロケット花火を発射する「B」は、悪む中でも「犯罪になる」と「やむなさい」が。「犯罪」はならない「やむなさい」が。

回答 答えは、「犯罪になる」と「やむなさい」です。

解説 軽犯罪法という法律で禁止されている行為で、危険物投注と呼んでいます。また、人に怪我をさせた場合は、刑法の傷害罪など、重い罪になります。

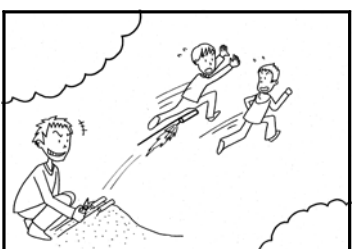
軽犯罪法違反の「危険物投注」というのは、他の人が怪我をしたり、物が壊れたりする可能性のある場所「A」に、注意をしないで物を投げたり、物を発射した場合に該当します。

危険な行為ですから、実際に、怪我をしたり、物が壊れなくても、犯罪になります。

同じように、マンションなどの高層ビルから、投げたゴミなどが落下し、人が傷ついたり、状況によっては、犯罪になります。

【参考】

- ・ 軽犯罪法 第一条
左の各号の一に該当する者は、これを拘留または科料に処する。
- ・ 危険物投注 軽犯罪法第十一条
相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者
- ・ 傷害罪 刑法第二〇四条
人の身体を傷害した者は、一五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。



○ 数名に聞く。又は、
全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、
全員に挙手を求める。

【示す】

「軽犯罪法違反 危険物投注」
「傷害罪」

解説 今、軽犯罪法という、法律名が出ましたので、軽犯罪法違反になる行為について、例を挙げて、もう少し説明します。

- ・ 虚偽申告 これは、嘘の110番や119番をかけることです。
- ・ 火気乱用 これは、建物や燃える物の近くで焚き火をすることです。
- ・ 凶器携帯 これは、護身用などとして凶器になるような物を持ち歩くことです。仕事で使うなど、一般的に考え、認められる理由がある場合は、犯罪にはなりません。

また、いわゆる銃刀法違反などの重たい犯罪になることもあります。

- ・ 禁止場所侵入 これは、立入り禁止場所に無断で入り込むことです。状況によっては、刑法の「建造物侵入罪」になります。学校の校庭でも、門に鍵が掛かっていたり、「入らないで下さい。」と意思表示がされているのに中に入り、110番通報で駆けつけた警察官に、建造物侵入罪で捕まるといふ事犯が多く起きています。遊びの延長でやったつもりでも、嘘の110番や、危ない場所での焚き火、危険な物を持ち歩くこと、立入り禁止になっている場所に無断で入ることは、犯罪です。警察官に捕まると、警察署に連れて行かれ、親も呼び出され、その後、取調べを受けたり、家庭裁判所に呼び出されることとなります。

「やって良いことか、悪いことか、判断する力」を持ち、「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思」を持ちましょう。

【参考】

- ・ 軽犯罪法 第一条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留または料料に処する。

- ・ 虚偽申告 軽犯罪法第一条一六号
- ・ 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者
- ・ 火気乱用 軽犯罪法第一条九号
- ・ 相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の付近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の付近で火気を用いたもの
- ・ 凶器携帯 軽犯罪法第一条二号
- ・ 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるものを使用されるような器具を隠して携帯していた者
- ・ 禁止場所侵入 軽犯罪法第一条三一号
- ・ 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者
- ・ 銃砲刀剣類所持等取締法違反 第二二条
- ・ (刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)
- ・ 建造物侵入罪 刑法第一三〇条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。



【示す】

- 「軽犯罪法違反」
- 「虚偽申告」
- 「火気乱用」
- 「凶器携帯」

- 「銃刀法違反」
- 「禁止場所侵入」
- 「建造物侵入罪」

【指す】

「やって良いことか、悪いことか、判断する力を持つ」
 「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思を持つ」

第九問です。

問題 どうなるが興味があり、電車の線路に石を置いた。

「じゃあ、悪くなるじゃない」「悪くない」「おつかひなごきゅう。」

回答 答えは、電車が脱線するなど、とても危ない行為なので「悪くない」です。

問題 じゃあ、電車の線路に石を置いたのは、悪くないのでも「犯罪になるじゃない」でどうじゃあ。「犯罪にはならないから」でどうじゃあ。

回答 答えは、「犯罪になるじゃない」です。

解説 刑法の往来危険罪という犯罪になります。

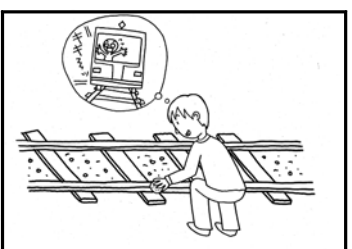
これは、電車が脱線し、乗っていた多くの人が怪我をしたり、状況によっては死亡する、非常に危険な行為なので、窃盗罪や傷害罪より重たい刑罰になっています。

「やっつて悪くないが、悪くないが、判断」し、正しい行動をとりまごきゅう。

【参考】

- ・ 往来危険罪 刑法一二五条第一項

鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。



○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。又は、全員に挙手を求める。

【示す】

「往来危険罪」

【指す】

「やっつて良いことか、悪いことか、判断する力を持つ」

第一〇問です。

問題 最後は、自分の子どもが、犯罪を犯したと聞き、警察署に呼ばれた、おうちの人の気持ちを考えて見ましょう。



【示す】

「子どものことを怒っている。
ショックを受けている。
そのほかの思い。」

この場面を聞いてみましょう。最後なので、皆さんに質問します。
・ 子どものことを怒っている。
・ ショックを受けている。
・ そのほかの思い。
どれかには手を挙げて下さい。何回、挙げてても良いです。

- ・ 「子どものことを怒っている。」と思う人。
- ・ 「ショックを受けている。」と思う人。
- ・ 「そのほかの思いを持っていて。」と思う人。

あそびがうまいねえねえ。

解説 皆さん、家の中のことを思い出すことがよくあります。

おうちの人は、皆さんが嘘をついたり、約束を守らなかったときなどは、叱ったり、怒ったりすると思います。

それは、皆さんが「立派な大人に成長するよう」に、「と願って、指導しているのです。そして、おうちの人は、これまで、一生懸命に育ててきた、自分の子どもを「良い子だ。」と信じています。

それなのに、信じていた自分の子どもが、警察に捕まるような犯罪を犯していたと知ったときは、とても残念で、悲しい思いをします。

問題 自分が悪いことをしたことで、おうちの人が、悲しんだり、心を痛めたとき、悲しませた本人は、どのような気持ちになるのでしょうか。

解説 まさしく、自分自身の心も痛むと思います。

おうちの人は、「自分の子どもを信じている。」と信じておられるので、おうちの人を悲しませるようなことは、止めましょう。

○ 全員に挙手を求める。

○ 数名に聞く。

【まとめ】

皆さん、どうでしたか。

- ◇ 「曖昧だった行為があったので、ためになった。」という人。
- ◇ 「ほとんど知っていた。」という人。

今日は、いろいろな行動が、犯罪になるというのを学んだので、皆さんは、「やって良いことや、悪いことを判断する力」が、しっかりと、身についたと思います。私達の暮らす社会の中には、沢山の法律やルール、マナーがあります。

その法律やルール、マナーをみんなが守るからこそ、誰もが、安全、安心で気持ちよく生活ができるのだというのを忘れなずにです。

また、この勉強を通して、おうちの人や被害に遭った人など、「他人の気持ちを考えながら行動する」思いやりの心、優しい心の大切さについて、再確認ができたと思います。

悪いことをしなくなったとき、悪い方向に流されなくなったときは、悪いことをする前や、一回、立ち止まりまじょう。

- そして、自分が悪いことをしたらどうなるか、次のことを想像してみまじょう。
- もし、自分が相手の立場だったら、どのような思いをするのだろうか。
- おうちの人は、被害者に対して、どのような思いで謝るのだろうか。
- 友達には、自分のことをどのように思うだろうか。

まわりの人に、いろいろな思いや悲しい思いをさせないためにも、自分を大切にするために、悪いことはしない、悪いことに流されないと、強い意思を持ち、自分自身をコントロールしていきたいです。

三つの大切なこと

- やって良いことや、悪いことを判断する力を持つ。
「これは、「考える力」です。」
 - 他人の気持ちを考えながら行動する。
「これは、「思いやる心」です。」
 - 悪いことはしない、悪いことに流されないと、強い意思を持つ。
「これは、「意思の強さ」です。」
- 「これは、人と比べて、とても大切なことです。
しっかりと身につけて、素敵な大人に成長して欲しいと願っています。

そでびば、じざび、

「考えやりの心、思いやる心、悪いことを判断する力、犯罪！」

の授業を最後まで聞いてね。



○ 全員に挙手を求める。

【指す】

「やって良いことや、悪いことや、判断する力を持つ」

【指す】

「他人の気持ちを考えながら行動する」

【指す】

「悪いことはしない、悪いことに流されない、強い意思を持つ」

【示す】

「考える力」

「思いやりの心」

「意思の強さ」

【はじめの画面に戻る】